

尼崎市監査公表第 7 号

出資団体等監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第 1 2 項の規定により公表します。

平成 2 4 年 3 月 2 1 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	保	子
同	辻			修

出資団体等監査及び指定管理者監査に対する措置状況について

〔 出資団体等及び指定管理者監査に係る結果報告において
監査委員から所要の措置を講じるよう求めた事例に対する措置状況 〕

区 分	監査対象 年 度	所要の措置を講じるよう求めた事例		措置状況
		件数	項 目	
平成22年度 出資団体等	平成21年度 に執行した 事 務 事 業	8件	1 (財)尼崎市スポーツ振興事業団 (1) 指定管理における受講料が市に納入されていなかったことについて (2) 行政財産の使用等について (3) 年度協定で定めている業務を実施していなかったことについて	未措置
			2 こども青少年局 行政財産の使用等について	措 置
			3 都市整備局 (1) 行政財産の使用等について (2) 年度協定で定めている業務を実施していなかったことについて	未措置
			4 教育委員会事務局 (1) 指定管理における受講料が市に納入されていなかったことについて (2) 行政財産の使用等について	未措置

本公表前に既に措置されたものについては記載していない。

措 置 通 知 表【出資団体等監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	こども青少年局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 3 年 3 月 2 5 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 4 年 2 月 1 6 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>行政財産の使用等について</u> (1) 指定管理業務を行うための事務所において、行政財産の目的外使用許可の手続きを行わずに指定管理業務に含まれていない財団法人尼崎市スポーツ振興事業団独自の業務を行っていた。 （ 青少年課 ） 行政財産の使用については、関係規定に基づき手続きを行うこと。 (2) 「青少年いこいの家」で財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が実施する自主事業の施設使用料について、減免対象外にもかかわらず減免していた。 （ 青少年課 ） 施設使用料を減免する場合、減免規定を遵守すること。	
5 措 置 の 内 容 (1) 当該業務については、平成 23 年 1 月に当該施設で指定管理者が実施する「自主事業」の要件とは合致しないと考えている旨の回答を行い、青少年課としても、現場確認が十分出来ていなかったことが原因であるとの認識のなかで、今後、指定管理者と指定管理業務についての再確認を行い、市と指定管理者との間で協議し、適切な対応をしていくとの回答をさせていただいたところでございます。 こうしたなかで、改めて指定管理者に販売価格や趣旨等の詳細を確認いたしました。その結果、当該業務は指定管理者公募時に定めた募集要項の「利便施設の運営に係る収入」の範ちゅうであると判断するに至りました。 利便施設の運営に係る収入とは、当該施設の設置目的に合致し、利用者の利便に供する事業実施に伴う収入であり、例えば、野外活動で使用する薪や炭などを安価で販売する等、利用者が気軽に野外活動を体験でき、より活動しやすい環境づくりに寄与する事業実施に伴う収入です。	

今回ご指摘いただきました物品販売につきまして、指定管理者に状況を確認したところ、野外活動時に汚れたタオルやTシャツの代替品、こうした着替えや野外活動物品を入れるためのビニールバッグとして利用者が購入しているということが確認できました。

従いまして、当該業務については、施設の設置目的に沿った施設利用者に対し利便性を高めるための指定管理業務に付随する業務であり、利用者のために今後も継続する必要があることから、位置付けを改めて明確にするため、平成 23 年度の年度協定の実施要項に当該事業の実施について規定し、実施にあたっては事前に内容を報告し承諾を得る旨を定めたものでございます。今後は、この規定に基づき、現場確認の徹底をより図ってまいります。

現在も定期的に現場を訪問し、指定管理者と業務についての意見交換を行っているところでございますが、今後は、今回ご指摘をいただきました視点もあわせまして協定等の内容に基づき確認を行ってまいります。

- (2) 平成 23 年 1 月にご回答申し上げたとおり、現在指定管理者が実施している自主事業については、指定管理者制度を導入する以前、市が直営で実施していた事業を基本的に引き継ぎ実施しているものであり、協議に基づき市の主催事業に準じた取扱いを行っておりました。

こうした取扱いについて、明文化したものがなかったため、平成 23 年 3 月 4 日付け起案（平成 23 年 3 月 29 日回議完了）に基づき方針を定め、平成 23 年 3 月 29 日付け起案（同日回議完了）により根拠の整理を行いました。